

## 対象事業及びスケジュール

- ◆ 開会 10時00分～
- ◆ 判定開始 10時05分～

No.	時間	担当課	事業名称及び内容
1	10:05~11:05	保育課	すくすくしきっ子事業（新規）
			発達の遅れや子育てに不安があるなどの継続的な支援が必要な家庭を対象に、週1、2回定期的に乳幼児を預かるとともに、保育士が保護者と面談を行う継続的な支援を実施する。保護者の不安軽減や育児疲れの軽減、虐待の予防・早期発見が期待できる。
2	11:10~12:10	子ども支援課	ヤングケアラー家事支援事業（新規）
			ヤングケアラーを支援するために、家事支援を行うヘルパーを派遣し、ヤングケアラーの日常生活における負担を軽減する。また、今後の家庭状況の改善に向けて働きかけを行う。
12:10~13:10		休憩	
3	13:10~14:10	産業観光課	トランスボックスアート化事業（新規）
			中心市街地活性化基本計画に基づく出歩きたくなるまちづくりの一環として、トランスボックス（電力会社の地上給電設備が収納されているボックス）に鑑賞用のアートを描き、にぎわい創出に資する公共空間を形成する。
4	14:15~15:15	生涯学習課	大小合併門樋復元事業（新規）
			国道254号バイパス工事に伴い解体撤去され、現在部材として保管されている大小合併門樋について、宗岡地域の治水の歴史を理解する上で重要な文化財であることから、復元工事を行い活用していく。

- ◆ 閉会 15時20分を予定

### 【判定の流れ】

- ① 事業担当課から、事業概要を説明
- ② 事業担当課と政策推進課及び財政課で意見交換
- ③ 判定員による質疑
- ④ 判定員から事業に対する意見の発表

# 志木市事業判定会

日時：令和5年11月12日（日）10時00分～15時20分  
会場：志木市役所 1階 市民ホール

## 傍聴される皆さまへ

- ◆ 傍聴の際は静粛に願います。会場の出入りは自由ですが、判定作業中の移動は必要最小限にしてください。
- ◆ 傍聴の際は、携帯電話は、マナーモードにしてください。
- ◆ 傍聴の皆さまからのご意見・ご質問は、一切お受けいたしかねますのでご了承ください。
- ◆ 会場内に傍聴者の意思を表明するものを持ち込まないでください。また、判定作業の内容に公然と批判を加えたり、発言や拍手その他の方法で公然と意思を表明しないでください。
- ◆ 進捗状況により、予定時間が多少前後する場合がありますので、ご了承ください。
- ◆ その他、会場内の秩序を乱し、判定作業の支障になる行為及び他の傍聴者の迷惑となる行為はしないでください。

判定結果の内容を踏まえ、市として事業に対する今後の方向性を決めていきます。判定結果が市の最終判断となるものではありません。

### 【問い合わせ先】

志木市 市長公室 政策推進課  
電話：048-473-1114（内線3078）  
メール：seisaku@city.shiki.lg.jp

## 事業判定制度の概要

### ■事業判定制度

志木市事業判定制度は、市が実施する事業について、効果や必要性などを市民の皆さまに判定していただくことで、市民感覚を取り入れた事業の改善や事業の方向性を決定するための参考にするを目的としています。

また、事業判定会や判定結果を広く公表することで、市政の透明性の向上と職員の意識改革を図っていきます。

#### ◆対象事業について

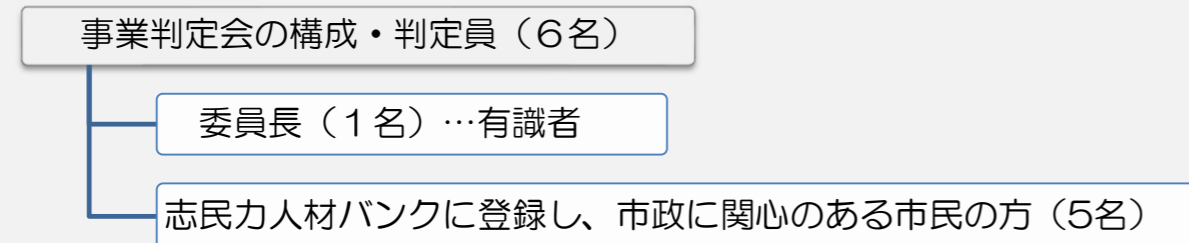
- ①サマーレビュー（※1）等市役所内で改善など議論のあった事業
- ②市民の皆さまから提案のあった事業

※1 当初予算編成本番を迎える前（夏季）に事業の検討・調整を行うもの。

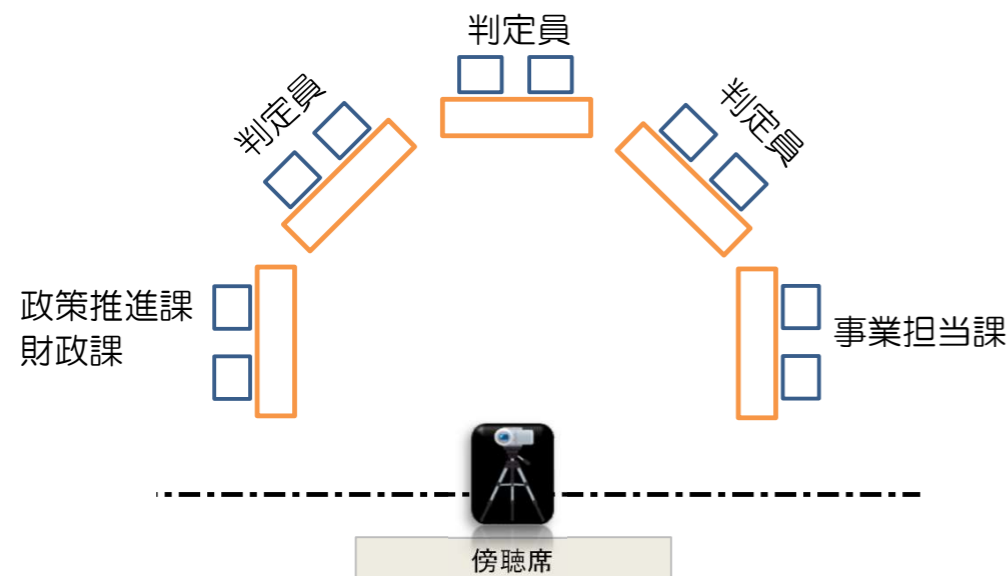
①と②の中からより改善に結びつく可能性がある事業を市長が選定し、決定します。

### ■事業判定会

事業判定会では、対象事業について、事業担当課と政策推進課及び財政課の意見交換を聞いたうえで、「計画どおり事業を進めて良い」「見直した方が良い」などを判定します。



### ■判定会 会場図（イメージ）



### ■判定の流れ 1事業あたりの所要時間：1時間程度

・事業担当課が対象事業の概要を説明します。（約5分）

・事業担当課と政策推進課及び財政課が事業内容や論点について意見交換します。（約20分）

・判定員から事業担当課に対し、判定の判断材料としての質問をします。（約20分）

・判定員は、事業の概要説明、意見交換、質疑応答の内容を踏まえて「判定シート」に、判定結果や意見を記入します。（約5分）

#### ○判定区分

- ・担当課の要求どおりで良い
- ・事業内容を一部見直す
- ・事業内容を抜本的に見直す
- ・担当課の要求を認めない

#### ○判定区分を選択した理由

#### ○自由意見

・判定員から事業に対する意見や感想を発表します。（約10分）

### ■判定結果の公表及び取扱い

判定結果について、事業を所管する部局の見解等を踏まえ、市として事業に対する今後の方向性を決定します。判定結果が市の最終判断となるものではありません。

市の方針に基づき、実行計画及び予算編成に反映します。ただし、反映に時間を要するものについては、次年度以降の事業の見直しに反映させるよう努めるものとします。

結果については、市ホームページにて公表します。